

伊予市保育業務支援システム導入運用業務プロポーザル実施要領

本市では、保育業務支援システム(以下「システム」という。)による ICT 化を推進するにあたり、次のとおりプロポーザル方式(公募型企画提案方式)による優先交渉権者を選定する手続きについて必要な事項を定めたので、当該プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加表明書に必要な書類を添付のうえ提出すること。

1 業務概要

(1) 業務名

伊予市保育業務支援システム導入運用業務(以下「業務」という。)

(2) 業務場所

施設名	所在地
子育て支援課	伊予市米湊 820 番地(本庁舎 1F)
おおひら保育所	伊予市大平甲 1056 番地 4
きたやまさき認定こども園	伊予市中村 5 番地
ぐんちゅう保育所	伊予市米湊 768 番地 2
みなみいよ認定こども園	伊予市上野 580 番地
上灘保育所	伊予市双海町上灘甲 5823 番地
下灘保育所	伊予市双海町串甲 229 番地 5
中山認定こども園	伊予市中山町出淵 2 番耕地 21 番地 2

(3) 業務期間

システム導入期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
システム利用・保守期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(4) 支払方法

令和 7 年度は、業務完了後の精算払とし、業務完了検査済証発行後に請求を受けてから 30 日以内に支払う。

令和 8 年度以降は、毎月末を締日とし、請求を受けてから 30 日以内に支払う。ただし、具体的な支払方法等は優先交渉権者決定後に双方協議のうえ決定するものとする。

(5) 業務内容

「伊予市保育業務支援システム導入運用業務仕様書」に掲げる業務

2 限度額

年度	各年度計	計	備考
令和 7 年度	12,100,000 円	12,100,000 円	消費税及び地方消費税を含む。
令和 8 年度 ～令和 12 年度	各年度 4,500,000 円	22,500,000 円	
計		34,600,000 円	

◇ 各年度において、限度額を超える提案は受け付けないものとする。

◇ 令和 7 年度は、機器購入費用のほかシステム構築費、操作研修費、利用料、保守・サポート料、通信費等運用開始上必要となる全ての経費を想定している。

◇ 令和 8 年度～令和 12 年度は、利用料や保守・サポート料、通信費等運用上必要となる全ての経費を想定している。

◇ この金額は、契約金額を示すものではない。

3 参加資格要件等

(1) 資格要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、次の要件を全て満たす者とする。

- ア これまでに、地方公共団体発注のシステム導入について、業務実績を有していること。
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと及び同条第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと等経営状態が健全であること。
- エ 主たる事業所が在する自治体の市区町村税等を滞納していないこと。
- オ 宗教活動や政治活動が、主たる目的でないこと。
- カ 伊予市暴力団排除条例(平成 23 年伊予市条例第 30 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当していないこと。
- キ 伊予市競争入札参加者資格審査等に関する要綱(平成 24 年伊予市告示第 130 号)第 3 条に規定する有資格者名簿に登録されている者又は国・都道府県・他市町村に同様の登録がされている者であり、かつ、公募開始から契約に至るまでの期間において、指名停止を受けていない者であること。

(2) 参加資格等の基準日

参加資格等の基準日は、プロポーザルの参加表明書の提出日とする。ただし、提出後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、参加資格を喪失したものとする。

4 参加申込手続

本プロポーザルに参加する事業者(以下「参加事業者」という。)は、次により参加表明書に必要書類を添付のうえ提出すること。

(1) 提出期間

公告から令和 7 年 8 月 4 日(月曜日)までの執務時間中(午前 8 時 30 分から午後 5 時)とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送(受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

なお、本市において郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(3) 提出先・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊 820 番地

伊予市市民福祉部子育て支援課 TEL:089-982-1119(FAX:089-983-3354)

(4) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、項目毎に見出しを付けること。

ア 参加表明書(様式 2)

イ 企画提案書(自由様式)

(ア) A4 判縦、横書き、左綴じで作成し、ページ番号を付すこと。ただし、A3 判を利用した方が分かりやすい場合は A3 判(片面印刷、片袖折り)の併用も認める。

(イ) 「10 審査基準」に配慮した提案とすること。

(ウ) ページ数は、表紙や目次、見出しを除き概ね 60 ページ以内(両面印刷で概ね 30 枚以内)とすること。

ウ 会社概要書(様式 3)

パンフレット等を添付すること。

エ 実績報告書(自由様式)

過去 5 年間の主たる地方公共団体発注のシステム導入について、実施年度、発注者名、実施内容、実施施設数等を記載すること。

オ 見積書(様式 4)

併せて、各年度の詳細な内訳書(自由様式)を添付すること。

カ モデル仕様書(様式 5)

要件を全て満たせることを確認し、実装状況や対応状況等を記載すること。

キ 令和 7 年 4 月 1 日以降に取得した主たる事業所が存在する自治体の市区町村税の完納証明書

ク その他確認書類

本市に入札参加資格の登録がなく、国・愛媛県・他市町村への登録者で申請をする事業者は、有資格者名簿への登録について確認できる書類(入札参加資格審査結果通知書等)の写しを 1 箇所分以上添付すること。

(5) 提出部数等

7 部(正本 1 部、副本 6 部)

ア 正本、副本ともに A4 判ファイルに綴じ、ファイルに業務名及び会社名を記入することとし、正本のみ業務名の後にカッコ書きで正本と記入すること。

イ 区分間に仕切り紙を差し込み、インデックスを貼付すること。

ウ 正本がカラー刷りの箇所は、副本もカラー刷りとすること。

5 質問書の提出及び回答

企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書(様式 1)に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。

(1) 受付期間

公告から令和 7 年 7 月 15 日(火曜日)まで

(2) 提出先メールアドレス

伊予市市民福祉部 子育て支援課 kosodateshien@city.iyo.lg.jp

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、令和 7 年 7 月 25 日(金曜日)を目途に参加申込書提出者全員及び質問書の提出者全員に電子メールにて回答するほか伊予市ホームページ内において公表する。(https://www.city.iyo.lg.jp/)

(4) その他

ア 着信の確認は、質問者の責任において実施すること。

イ 電話・FAX 等による質問は受け付けない。

ウ 他の応募者からの提案や提出状況に関する質問、積算に関する質問等は受け付けない。

エ 回答は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

オ 質問がない場合は、質問書の提出は不要とする。

6 提案のヒアリング

参加事業者は、企画提案書等に基づくプレゼンテーションを行うものとし、次のとおりヒアリングを実施する。

- (1) 予定実施日 令和7年8月19日(火曜日) ※詳細については、後日通知する。
- (2) 実施場所 伊予市役所(伊予市米湊820番地) ※詳細については、後日通知する。
- (3) 説明者
参加表明書(様式2)に記載する担当者を含む3人以内の者とする。
- (4) 持ち時間
プレゼンテーションは30分以内、質疑応答は10分程度とする。
- (5) その他
 - ア プレゼンテーションは、提案書の受付順とする。
 - イ タブレットとパソコンで利用可能な機能が異なる場合や画面構成・操作方法が異なる場合は、詳細を必ず説明すること。
 - ウ 本市において、会場にスクリーン、電源ケーブルは用意するが、その他の機材は参加事業者において用意すること。
 - エ 参加事業者による傍聴及び録音は認めない。
 - オ プレゼンテーション当日に、資料の差し替えや新たな資料の配布は認めない。

7 事業者の選定

(1) 選定方法

伊予市プロポーザル審査委員会運営要綱に基づく伊予市保育業務支援システム導入運用業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、「3 参加資格要件等」を満たしている参加事業者について、企画提案書及びヒアリングの内容等により、「10 審査基準」に基づく総合的な審査を経て、獲得点数が最も高い参加事業者を優先交渉権者として決定する。

(2) 獲得点数が最も高い参加事業者が2者以上の場合の決定方法

ア 機能要件(総括)の獲得点数の高い参加事業者を、優先交渉権者として決定する。ただし、機能要件(総括)の獲得点数が同点の場合は、機能要件(個別)の獲得点数により、優先交渉権者を決定する。

イ アにより優先交渉権者が決定しない場合は、審査委員会委員長において決定する。

(3) 参加事業者が1者の場合

「(1) 選定方法」に基づき、総合的な審査を経て優先交渉権者として決定する。

(4) 最も高い参加事業者の獲得点数が、満点の60%に満たない場合

審査委員会において協議し、優先交渉権者として決定しない場合がある。

(5) 審査結果

全参加事業者に対し、結果を令和7年8月29日(金曜日)を目途に通知するとともに、伊予市ホームページ内に優先交渉権者以外の名称を伏せて、各参加者の取得点数を含めて公開する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

8 契約の締結等

「7 事業者の選定」により決定された優先交渉権者と、実施に向けた詳細な打ち合わせの後、契約の交渉を行い、市内部決裁を経て契約を締結し受注者とする。ただし、優先交

渉権者との契約交渉が不調の場合は、獲得点数により順位付けられた上位の者から順次、契約締結の交渉を行うものとする。

9 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本市又は「4-(4)-ク」に基づき提出された確認書類に係る国・都道府県・他市町村から指名停止等の措置を受けた場合
- (3) 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求める等審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 「2 限度額」に定める業務規模を超えた場合
- (6) 「3 参加資格要件等」に該当しないことが判明した場合

10 審査基準

別紙「保育業務支援システム導入運用業務委託事業者選定基準」参照

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。ただし、審査委員会委員長が必要と認めた場合はこの限りでない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、理由を明記した辞退届（自由様式）を速やかに提出すること。
- (7) 提出書類が、伊予市情報公開条例(平成17年4月1日条例第17号)に基づく情報公開請求の対象となった場合は、非公開とすべきと判断した部分を除き公開することがある。
- (8) その他、本要領に記載されていない事項で必要があるときは、本市担当課において対応を決定する。

12 主なスケジュール(予定)

項目	日程
公募の開始(公告)	令和7年7月7日(月曜日)
質問書の受付期間	公告から令和7年7月15日(火曜日)まで
質問書の回答日	令和7年7月25日(金曜日)
参加表明書等の提出期間	公告から令和7年8月4日(月曜日)まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年8月19日(火曜日)
審査結果通知の発送(公表)	令和7年8月29日(金曜日)